

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（意見）  
（案）

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に際し、食品安全委員会としては、次に掲げる事項に留意することが必要であると考えるので、今後、厚生労働省におかれては、当該施策の推進に当たって、これらの事項に留意しつつ、食品の安全性の確保が図られるよう期待する。

- 1 食品の安全性の更なる向上を図るため、国際的な評価との整合性を図りつつ、暫定基準（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、貴大臣が暫定的に定めることとしている農薬等の当該食品に残留する量の限度をいう。以下「暫定基準」という。）を設定すべき物質について再点検すること。  
その場合、我が国において評価が行われておらず、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）等の国際リスク評価機関による評価において、発がん性の疑い等毒性上の問題を理由に一日摂取許容量（ADI）を設定することができないとされる物質については、暫定基準を設定すべき物質のリストからの削除等を含めて慎重に検討すること。
- 2 暫定基準については、当該制度の導入後に実施する食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果を踏まえて見直す必要があることから、優先的にリスク評価を実施すべき物質についての考え方を整理した上で、リスク評価の効率的な実施に資するためのリスク評価計画を策定し、当委員会の了承を得ること。
- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである」物質については、指定される物質ごとにその根拠を明確化すること。
- 4 暫定基準を設定する物質に係る残留検査が可能となるよう、一部改正法の施行までに、公定検査法を策定すること。また、暫定基準を設定していない物質に係る残留検査については、物質の特定が難しいことから、輸出国における農薬等の使用状況等の把握に努めるとともに、迅速かつ効率的

な検査技術の確立に努めること。

- 5 当該制度の導入が食品の安全性の向上に貢献することについて、国民が理解できるよう、積極的なリスクコミュニケーションに努めること。
- 6 今後の当該制度の導入に向けた手続の各段階で、食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと。

# 【参考】

## ポジティブリスト制度の導入に関する意見等

### 1. 第90回委員会会合（4月14日）

事 項	主 な 意 見 等
<p>1. 安全性の更なる向上のための暫定措置の再点検</p> <p>(1)全 般</p> <p>(2)一律基準の設定</p> <p>(3)対象外物質の指定</p> <p>(4)暫定基準の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の導入に向けた今後の手順、スケジュールを教えて欲しい。</li> <li>・ 暫定基準を設定する際に参考とした米国、EU、豪、NZ及びカナダにおけるポジティブリスト制度の概要、特に対象農薬数等を教えて欲しい。</li> <li>・ 諸外国で登録されている農薬等の情報を教えて欲しい。</li> <li>・ 一律基準の設定の考え方について教えて欲しい。</li> <li>・ 対象外物質について最終的なリストが作成され次第提出して欲しい。</li> <li>・ 暫定基準を設定する約740物質についてリストを示して欲しい。</li> <li>・ 暫定基準を設定している物質について国際リスク評価機関の評価でADI（一日許容摂取量）が設定できないとの評価結果が出ているものもある。そのような物質について、暫定基準を設定することは問題であり、国際リスク評価機関等でのADIの設定の有無がわかる資料を提出して欲しい。</li> <li>・ 複数外国政府に基準がある場合の暫定基準の算定方法を教えて欲しい。</li> <li>・ 国内で含有しないとの扱いになっている抗生物質について基準値を定めるに至った経緯を教えて欲しい。</li> <li>・ リスト物質の公定分析法の策定を急ぐべきである。</li> </ul>
<p>2. 制度導入後の迅速なリスク評価の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価に基づいた本基準の早期設定のための個別農薬の評価を計画的に諮問すべきである。</li> </ul>
<p>3. 国民理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポジティブリスト制度の導入のメリットは、国民に分かりづらい面がある。国民の不信を招かないように、分かり易いリスクコミュニケーションに努めるべき。</li> </ul>

2 . 第 9 1 回 委 員 会 会 合 ( 4 月 2 1 日 )

事 項	主 な 意 見 等
<p>1 . 安全性の更なる向上のための 暫定措置の再点検 (1)全 般</p> <p>(2)暫定基準の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会合で提出を求めた資料のうち、本日までに準備できなかった資料等をできるだけ早く提出して欲しい。</li> <li>・ 国際リスク評価機関の評価においてA D I が設定できない物質として示されたものの中には、データの不足等により設定を見合わせている物質もあり、暫定基準の設定ができない根拠の精査が必要である。</li> <li>・ 諸外国の残留基準に差がある中で、一国の基準を暫定基準として採用すると、それより高い残留基準を採用する国からの輸入食品が規制される可能性もあるので合理的な理由付けが必要である。</li> <li>・ 「四塩化炭素」は国際的に廃止が取り決められている物質であり、このような物質に暫定基準を設定することは適当でない。</li> <li>・ 分析法の確立のため、対象物質の標準品を行政的に手当てすべき。</li> </ul>
<p>2 . 制度導入後の迅速なリスク 評価の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定基準の設定は緊急避難的なものであり、対象物質が多いので評価の優先順位を考慮して食品健康影響評価を進める必要がある。その優先順位の考え方を示して欲しい。</li> </ul>